

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和3年度)

作成日 2021/8/5

記載事項	更新日	記載欄
情報基準日		6月30日
国立大学法人名		愛知教育大学
法人の長の氏名		野田 敦敬
問い合わせ先		企画課 (0566-26-2204、kaikaku@m.auecc.aichi-edu.ac.jp)
URL		https://www.aichi-edu.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新日	記載欄
経営協議会による確認		<p>【確認方法】</p> <p>・ガバナンス・コードに係る適合状況の確認にあたっては、独自の様式を作成して点検を行った。</p> <p>○独自様式での確認事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各原則の実施状況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 前回の確認資料における状況 (2) 前回の確認時からの改善・充実事項 (3) 特記事項 2 各原則に基づく公表内容 3 適合状況の判断 <ol style="list-style-type: none"> (1) 適合状況の別 「適合している」、「適合していない」 ※「適合していない」場合は、その詳細等を(2)、(3)に記載 (2) 「適合していない」事項の詳細 (3) 今後の対応方針及び計画 4 参考資料 ※エビデンスとなる資料を列記、収集 5 担当部局 <p>・令和3年度におけるガバナンス・コードに係る適合状況の確認を以下のとおり実施した。</p> <p>○スケジュール</p> <p>6/30 ☞ 学内において適合状況確認資料を作成 7/9 学長・理事による確認 7/15 経営協議会委員への説明、意見聴取(7/21まで) 8/5 経営協議会委員からの意見に対する対応方針の決定 8/6 経営協議会委員へ対応方針を報告 9/7 役員部局長会議へ公表内容を報告 9/15 教育研究評議会へ公表内容を報告 9/28 役員会で公表内容を審議 9月下旬 報告書を国立大学協会へ送付及びWeb サイトでの公表</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新日	記載欄
		<p>【経営協議会委員の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバナンス・コードに係る適合状況について、執行部（学長・理事）より報告を行った。 ・結果、執行部の「適合・不適合判断」及び「記載内容」について、指摘すべき問題は認められなかったが、留意すべき事として、個別の意見は、以下のとおり。 <p>【経営協議会委員意見1】</p> <p>（基本原則1）国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定とその実現のための体制の構築</p> <p>（基本原則2）法人の長の責務等</p> <p>「経営及び教育研究の重要事項を審議する教育研究評議会ならびに経営協議会の権限と責任を明確化にして、法人経営を可能とする組織体制を構築している」としているが、自主的・自律的・戦略的な法人経営を実現するためには、学長のリーダーシップの下でIR機能を活用し、迅速・的確な意思決定に基づいた具体的な執行組織体制の構築が必要ではないか。</p> <p>【本学の対応】</p> <p>法令に則り、役員会を主軸として、経営協議会及び教育研究評議会において重要な事項を審議しているところであるが、自主的・自律的・戦略的な法人経営を実現するためには、学長のリーダーシップの下、迅速・的確な意思決定に基づいた執行体制の構築が必要である。</p> <p>そのため、令和2年10月7日に学長裁定でIR室設置要項を制定し、同要項第3条1項2号において、「大学運営の意思決定、推進、改善に資するデータ及び情報の分析に関すること。」をIR機能の一つとして定めた。これに基づき、令和2年度は、令和3年1月に作成したファクトブックを活用して、同年3月に役員会で人事計画を策定した。</p> <p>今後も、「本学の経年データ」と「本学と他大学との比較データ」を整理したファクトブックを更新するなどして、IR機能を活用し、審議運営を行っていく。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新日	記載欄
		<p>【経営協議会委員意見2】</p> <p>(基本原則1) 国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定とその実現のための体制の構築</p> <p>(基本原則2) 法人の長の責務等</p> <p>人事基本方針については、「人材登用」「人材育成」「人事評価」「職場環境・ワークライフバランス」からなる事項などから多面的に策定されているが、人事方針については、「人材登用」に主眼を置いた方針となっている。他の事項「人材育成(特に若手教員)」「人事評価」「職場環境改善」などについても基本方針に即した具体的な方針を策定する必要があるのではないか。</p> <p>【本学の対応】</p> <p>「人事方針」については、「人事基本方針」を踏まえ、長期的・多角的な視野に立って、本学の内外の人材から幅広く大学教員として登用していくため、大学教員に係る方針「教員人事の方針」を策定したものである。</p> <p>また、登用以外の他の事項「人材育成(特に若手教員)」「人事評価」「職場環境改善」などについては、「人事基本方針」に則り取り組んでいる。</p> <p>具体的には、「人材育成(特に若手教員)」については、FD研修としてFD講演会、附属学校訪問研修、新規採用及び昇進の教員研修に取り組んでいる。「人事評価」については、「大学教員の採用及び昇進等の基準」を明示し、これに基づき実施している。「職場環境改善」については、男女共同参画委員会において「次世代育成支援・女性活躍推進行動計画」を策定し、キャリア形成できる環境整備を進めること等に積極的に取り組んでいる。</p> <p>なお、「人事基本方針の策定」及び「教員人事の方針の策定」の概要については、次のとおりである。</p> <p>○人事基本方針の策定</p> <p>本学の理念・ビジョンの実現、組織の活性化、教育研究の一層の向上を目指すため、「人材登用」「人材育成」「人事評価」「職場環境・ワークライフバランス」からなる事項をもって、人事の基本方針を策定した。(令和3年3月23日役員会決定)</p> <p>(参考) 国立大学法人愛知教育大学における人事基本方針</p> <p>国立大学法人愛知教育大学の理念・ビジョンの実現、組織の活性化、教育研究の一層の向上を目指し、ここに本学における人事基本方針を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本学の機能を強化し、先進性及び発展性を高めるため、ダイバーシティの確保、均衡ある適正な年齢構成、及び中長期的な財政展望を踏まえつつ、本学の内外から幅広く有為な人材を登用する。 2. 職務を通じての実践と本学内外での多様な研修とを有機的に融合することにより、不断に教職員の資質能力の向上と意識改革を図り、社会や時代の変化に柔軟に対応しながら本学の持続的な発展に寄与し得る人材を育成する。 3. 教職員の勤務実績及び職務遂行能力等に基づく公正かつ適切な人事評価を定期的に行い、その結果を処遇に適切に反映させる透明性のある人事管理運用に努め、もって、教職員の意欲を誘起させ、優秀な人材を育成・確保する。 4. 本学内の人的資源を適性や能力に応じて育成・有効活用して、効率的・生産的な業務の運営を図ることで、より働きやすい職場環境の実現、ワークライフバランスの充実に推進する。

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新日	記載欄
		<p>○教員人事の方針の策定</p> <p>人事の基本方針を踏まえ、長期的・多角的な視野に立って、本学の内外の人材から幅広く大学教員として登用していくため、「公募による登用（採用）の原則」「実務経験・実践研究実績、グローバルマインド、地域固有課題への取組意欲を有する者の積極登用」「リーダーシップ性を有する者の積極登用と次代の法人運営リーダーとなるための育成」「若手登用の推進」「女性教員、障がい者、高齢者の雇用」からなる事項をもって、大学教員に係る方針を策定した。（令和3年3月23日役員会決定）</p> <p>（参考）国立大学法人愛知教育大学教員人事の方針</p> <p>国立大学法人愛知教育大学の理念・ビジョンの実現と目標の達成に向けて、教育研究や社会貢献活動の推進に必要な能力を備える人材を、長期的・多角的な視野に立って、本学の内外から幅広く登用していくため、ここに本学の大学教員人事の方針を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育研究の高度化や先進化を推進するため、高い識見を備え、教育研究能力に優れ、意欲と適性のある者を、原則として公募により登用する。 2. 学校現場等の現代的な課題に即応できる人材の養成教育のため、実務経験を有する者、又は学校現場等をフィールドとした実践研究実績を有する者を積極的に登用する。 3. 教育研究の国際化を推進するため、グローバルマインドを有する者を積極的に登用する。 4. 広域拠点型教員養成系大学として地域社会の発展に貢献するため、地域固有の課題に取り組む意欲のある者を積極的に登用する。 5. 教育研究の組織的取組においてリーダーシップを発揮できる者を積極的に登用するとともに、将来において法人運営を担うことが期待される人材に必要な知識・能力の研鑽や経験を積ませる機会を設け、次代のリーダーを育成する。 6. 本学でキャリア形成を図り、本学の教育研究の持続的な発展を担う人材を育成するため、教員の年齢構成のバランスに配慮して、若手の登用を推進する。 7. 男女共同参画、障がい者や高齢者の雇用を通じて、本学の教学運営や管理運営の上での視点の多様性を高めるため、次のことに重点的に取り組む。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 男女構成のバランスに配慮した女性教員の登用 (2) 能力、実績、意欲及び適性のある障がい者の登用 (3) 知の継承を目指した高齢者の雇用と適材適所の配置

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新日	記載欄
		<p>【経営協議会委員意見3】 （基本原則1）国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定とその実現のための体制の構築</p> <p>科研費、寄付金、助成金等の外部資金を獲得するための方策を様々に検討されているが、それらを体系的に管理運営する組織体制を構築する必要があるのではないのか。</p> <p>【本学の対応】</p> <p>本学では、令和元年度に財務課から各課に増収方策の検討を依頼し、それ以降定期的に進捗を確認することで、いわばボトムアップ的に増収方策を進めてきた経緯がある。しかしながら各種方策の一貫性等を考えると、ご指摘いただいたとおり、体系的に全体を把握する部署が必要である。現場から創出されるアイデアについても、総務・財務担当理事に集約し財務課が把握した上で、各部署が実施する組織体制を構築していく。</p> <p>【経営協議会委員意見4】 （基本原則3）経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議及び監事の責務と体制整備</p> <p>ガバナンス・コードでは、「学長選考会議は、国立大学法人に大学総括理事を置き、法人内において経営と教学を分離するかどうかについて決定する権限を有する。」となっているが、その実施状況については、「学長が大学総括理事を置く判断となっていないため、該当しない。」との説明であった。</p> <p>大学統括理事を置くかどうかを決定する権限は学長選考会議にあるのではないのか。【原則3-3-5 審議の体制】に記載のコードにも反する記述ではないか。</p> <p>【本学の対応】</p> <p>学長選考会議の権限及び議論も含めた内容に実施状況の説明を改めさせていただく。</p> <p>「国立大学法人愛知教育大学学長選考会議では、法人として経営力が発揮できる体制となっているかについて、毎年度、学長の業務執行状況を確認する中で議論しており、その結果、現時点においては、大学総括理事を置くべきとの判断とはなっていない。」</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新日	記載欄
監事による確認		<p>【確認方法】</p> <p>・ガバナンス・コードに係る適合状況の確認にあたっては、独自の様式を作成して点検を行った。</p> <p>○独自様式での確認事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各原則の実施状況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 前回の確認資料における状況 (2) 前回の確認時からの改善・充実事項 (3) 特記事項 2 各原則に基づく公表内容 3 適合状況の判断 <ol style="list-style-type: none"> (1) 適合状況の別 「適合している」、「適合していない」 ※「適合していない」場合は、その詳細等を(2)、(3)に記載 (2) 「適合していない」事項の詳細 (3) 今後の対応方針及び計画 4 参考資料 ※エビデンスとなる資料を列記、収集 5 担当部局 <p>・令和3年度におけるガバナンス・コードに係る適合状況の確認を以下のとおり実施した。</p> <p>○スケジュール</p> <p>6/30 学内において適合状況確認資料を作成</p> <p>7/9 学長・理事による確認</p> <p>7/13 監事への説明、意見聴取（7月19日期限）</p> <p>8/5 監事からの意見に対する対応方針の決定</p> <p>8/6 監事へ対応方針を報告</p> <p>9/7 役員部局長会議へ公表内容を報告</p> <p>9/15 教育研究評議会へ公表内容を報告</p> <p>9/28 役員会で公表内容を審議</p> <p>9月下旬 報告書を国立大学協会へ送付及びWeb サイトでの公表</p> <p>【監事の意見】</p> <p>令和2年度の確認において「不適合」と判断した4事項（人事方針の策定・公表）につき、直ちに対応に着手した結果、全ての事項が適合状態に至ったことを確認した。適合状態にあったその他の事項についても、学長のリーダーシップのもと一層の改善・充実が図られており、評価されるものである。</p> <p>個別の意見は、以下のとおり。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新日	記載欄
		<p>【監事意見1】</p> <p>(基本原則1) 国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定とその実現のための体制の構築</p> <p>(基本原則2) 法人の長の責務等</p> <p>「未来共創プラン」は、本学の「進むべき道」「あるべき姿」をシャープに示した大変意義ある内容の取組になっている。本学におけるあらゆる活動がこの「未来共創プラン」に照らし合わせ推進されることを、大いに期待している。</p> <p>この取組の実効性を高めるためには、「どれだけ具体的な活動を積み上げることができるか」にかかっているが、その際、</p> <p>①中期計画と未来共創プランのロードマップをしっかりとリンクさせたうえで、学長による進捗管理を徹底すること</p> <p>②せっきくの取組が総花的にならないよう優先順位をつけ、人員・予算を集中させること</p> <p>③プロジェクトのメンバー全員に対する、議論・実行・進捗管理のプロセスの可視化（見える化）を図ること</p> <p>以上をご留意頂きたい。</p> <p>【本学の対応】</p> <p>「未来共創プラン」の各取組における実効性を高めるため、以下のとおり取り組むことで、さらなる充実を図る。</p> <p>①-1 中期計画と未来共創プランの関係性の整理 国立大学法人法に基づき実施する中期計画と中長期ビジョン、目標・戦略から構成している未来共創プランの制度の違いを踏まえ、リンクさせる。 このことについては、大学改革推進委員会、経営協議会で令和3年度中に報告する。</p> <p>①-2 中期計画と未来共創プランの達成に向けたロードマップの整理 第4期中期計画の評価指標において定めた目標の達成に向けて、そのプロセスを行程表として整理する。 このことについては、大学改革推進委員会、経営協議会で令和3年度中に報告する。</p> <p>①-3 学長による進捗管理を徹底 未来共創プランの下に設けた9つの戦略毎の進捗状況を学長が随時確認して適切に管理する。また、各年度の間及び年度末に大学改革推進委員会に報告することに加え、年度末には教授会、及び経営協議会にも報告する。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新日	記載欄
		<p>②-1 人員配置を行うための仕組みの整備</p> <p>プロジェクト・チーム設置要項を整備し、参加メンバー等を学内に公示することで、必要な教職員の協力体制を構築していることが確認できる仕組みを整えており、随時、更新することとしている。</p> <p>特に令和3年度は、本要項の適用範囲を「未来共創プラン」に限定し、重点的に整備することとした。加えて、9つの戦略のうち6つの戦略において、プロジェクト・チームを立ち上げており、既存の体制との兼ね合いも考慮して、適宜、「選択」と「集中」に留意している。</p> <p>②-2 学長のリーダーシップの下での資源配分</p> <p>「未来共創プラン」は、限られた学長裁量経費の予算枠内で最大限の効果を発揮できるように、学長、学長補佐（大学改革推進担当）が教育委員会などのステークホルダーとの対話を通じて、重点的に取組む戦略に必要な予算を措置している。</p> <p>一方、コロナウイルス感染症の影響により、見通しの定まらない戦略については、予算配当を見送るなど、優先順位を意識し、予算面においても「選択」と「集中」に留意している。</p> <p>③ 運営プロセスの可視化</p> <p>目標の達成に向けて、各プロジェクト・チーム内の意思統一を図るため、計画立案、実行、検証、改善案の策定など、運営プロセスを可視化（見える化）し、情報共有の仕組みを整える。具体的には、中期計画と「未来共創プラン」の運営プロセスをリンクさせることで、効率的な流れを令和3年度中に構築する。また、得られた実績を内外へ発信することで、プロジェクト・チームの活動内容を明らかにするとともに、ステークホルダーへの報告までを一連の運営プロセスとする流れを合わせて構築する。</p> <p>【監事意見2】</p> <p>（基本原則3）経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議及び監事の責務と体制整備</p> <p>各会議体における更なる審議の充実を図るべく、メリハリのある議事運営を心掛けて頂きたい（例えば、より重要な議題につき十分な審議を尽くせるよう時間配分を工夫する、配布資料の冒頭にサマリーページを設ける等）。</p> <p>とりわけ経営協議会については、多様な人材の知見を積極的に法人経営に反映させるといふ会議体の趣旨に鑑み、このところ試みられてきたより活発な意見交換を促す工夫を更に充実し定着させるよう期待する。</p> <p>【本学の対応】</p> <p>経営協議会において、規程による定例の審議事項以外も意見交換ができるよう、説明資料をわかりやすくするなど、限られた時間を有効に配分活用して、外部委員の意見を取り入れ、運営方法の充実を図る。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新日	記載欄
		<p>【監事意見3】</p> <p>（基本原則4）社会との連携・協働と情報の公表</p> <p>コンプライアンス遵守の徹底を図るため、内部通報・外部通報の通報窓口の在り方を検証し、必要に応じ整備をご検討頂きたい。</p> <p>現状、客観性を担保すべく外部の弁護士を窓口としているが、十分に機能しているか、アクセスに問題はないか（例えば、外部に加え、学内窓口も必要ではないか）といった検証が必要であると考えます。</p> <p>【本学の対応】</p> <p>通報窓口における体制の充実を図るため、学内窓口を新たに設けるとともに、引き続き、弁護士を充てる学外窓口も置くことにするなど、令和3年9月に公益通報制度規程の一部を改正する予定である。</p>
その他の方法による確認		該当なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新日	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新日	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>実施状況</p> <p>(ビジョン等の策定)</p> <p>ビジョン：「将来ビジョン」（平成27年7月21日 学長決裁）</p> <p>目標：「将来ビジョンの実現に向けた取組」4項目</p> <p>戦略：「将来ビジョンの実現に向けた取組」の具体的な実施内容19項目</p> <p>(解説)</p> <p>「将来ビジョンの実現に向けた取組」の具体的な実施内容19項目については、第3期中期計画と結び付けており、中期計画とこれを達成するための年度計画を作成し公表している。</p> <p>(社会の要請の把握)</p> <p>「将来ビジョン」等については、本学の教職員だけでなく、「教員養成の質向上に関する諮問会議」などでの地方自治体からの意見等を踏まえた上で策定している。</p> <p>(新たなビジョン等の策定)</p> <p>ビジョン：「愛知教育大学未来共創プランのビジョン」</p> <p>(令和3年3月に役員会決定)</p> <p>目標：「愛知教育大学未来共創プランのビジョン達成のための目標」</p> <p>(3項目) (〃)</p> <p>戦略：「愛知教育大学未来共創プランのビジョン達成のための戦略」</p> <p>(9項目) (〃)</p> <p>○解説</p> <p>「愛知教育大学未来共創プラン」（中長期ビジョン、目標・戦略）の策定令和2年4月に野田学長が就任し、このことを機に中長期ビジョン、目標・戦略の策定に向けて、准教授以下の教員と事務職員からなる学長戦略WGを大学改革推進委員会の下に新たに立ち上げた。</p> <p>その後、愛知県教育委員会教育長、名古屋市教育委員会教育長を始め、近隣の教育委員会、附属学校、本学教職員・学生との対話を踏まえ、「愛知教育大学未来共創プラン」を役員会で決定した。</p> <p>本プランでは、野田学長就任時のキャッチフレーズである「子どもの声が聞こえるキャンパス」、「地域から頼られる大学」を具現化するため、「愛知教育大学は、子どもと共に、学生と共に、社会と共に、附属学校園と共に、未来の教育を創ります。」をビジョンに掲げ、その実現に向けて、より具体的な3つの目標と方策として9つの戦略を策定し、Webサイトで公表した。</p> <p>「愛知教育大学未来共創プランのビジョン達成のための戦略」の各項目については、第4期中期目標と関連する項目について中期計画に結び付ける予定である。</p> <p>「愛知教育大学未来共創プラン」については令和3年度実施計画（行程表）をWebサイトで令和3年7月に公表した。</p> <p>「愛知教育大学未来共創プラン」の各戦略の達成に向けて、令和3年5月14日にプロジェクト・チーム設置要項を学長裁定で整備し、目的、実施主体等を整理して学内に公表するなどして、実効性のある体制を整えている。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新日	記載欄
		<p>公表内容</p> <p>(現行)</p> <p>「将来ビジョン」と「将来ビジョンの実現に向けた取組」はWebサイトにて公表している。</p> <p>【将来ビジョンのWebサイト】</p> <p>https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/outline/vision_of_the_future.html</p> <p>「中期計画」と「年度計画」はWebサイトにて公表している。</p> <p>【中期計画・年度計画のWebサイト】</p> <p>https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/hyoka.html</p> <p>「愛知教育大学未来共創プラン」はWebサイトにて公表している。</p> <p>【愛知教育大学未来共創プランのWebサイト】</p> <p>https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/outline/vision_of_the_future.html</p>
<p>補充原則1-2④</p> <p>目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>		<p>実施状況</p> <p>(進捗状況の管理及び公表)</p> <p>『将来ビジョンの実現に向けた取組』の具体的な実施内容19項目については、中期計画に結び付いていることから、国立大学法人評価の評価プロセスにおいて進捗状況等の検証を行っており、改善状況を反映させた次年度の年度計画についてWebサイトで公表している。</p> <p>公表内容</p> <p>(進捗状況と検証結果)</p> <p>現行の戦略は、第3期中期計画と結び付けており、その進捗状況や検証結果等について、Webサイトに公表している。</p> <p>【大学評価】</p> <p>https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/hyoka.html</p>
<p>補充原則1-3⑥(1)</p> <p>経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>公表内容</p> <p>各組織等の権限と責任の体制を以下のとおり公表している。</p> <p>Webサイト「大学概要」に主に「経営面」を審議する経営協議会、主に「教学面」を審議する教育研究評議会の体制を公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織運営 ・役職員 <p>https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/outline.html</p>
<p>補充原則1-3⑥(2)</p> <p>教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>公表内容</p> <p>人事基本方針については、大学改革推進委員会の下に立ち上げた人事計画部会において、ダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針を検討の上、役員会において策定し公表している。</p> <p>「人事基本方針」及び「教員人事の方針」については、本学Webサイトに掲載している。</p> <p>https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/jinji_housin.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新日	記載欄
<p>補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>公表内容 第3期中期計画のIV. 予算、収支計画及び資金計画に記載している。 【第3期中期計画】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/H28_03_keikaku_160331.pdf</p>
<p>補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等(法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>		<p>補充原則1-3⑥(4) 公表内容 教育研究の費用及び成果等については、各事業年度の財務レポートを作成し、財務委員会、経営協議会で報告等した上で、Webサイトで公表している。 Webサイトにて周知することに加えて、保護者懇談会、ホームカミングデー等で財務レポートを配布している。令和元年度および令和2年度のホームカミングデーにおいてステークホルダーへ財務状況の説明を行った。令和3年度においてもステークホルダーへの説明会を実施する予定である。 教育研究の成果について、本学Webサイトに「特色ある研究紹介」のページを設けるとともに、一般向け広報誌「あえる」を発行し、研究に熟知した関係者以外の幅広い対象者にも研究活動を分かりやすく公表している。 客観的なデータについては、財務諸表、事業報告書、決算報告書があるが、教育研究の費用及び成果等をわかりやすく説明するために財務レポートを作成し公表する。 ・令和2事業年度 財務レポート作成 ・学内外報告(部課長会、財務委員会、経営協議会) ・学内外公開(ホームカミングデー、保護者懇談会、Webサイト) ・学内外報告(経営協議会、学長・理事懇談会) 【財務レポート】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/zaimu.html</p> <p>補充原則4-1③ 実施状況 (教育・研究に係るコストの見える化) 事業年度ごとに財務レポートを作成し、財務レポート第1章の4ページや6ページに記載。 (法人の活動状況や資金の使用状況等) 事業年度ごとに財務レポートを作成し、Webサイトで公表している。</p> <p>公表内容 (法人の活動状況や資金の使用状況等) 事業年度ごとに財務レポートを作成し、保護者懇談会等で配布するとともに、Webサイトで公表している。 【財務レポート】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/zaimu.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新日	記載欄
<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>実施状況 (副学長、学長補佐等) 理事以外の副学長や学長補佐、学系長のポストを設定し、その者が役員部局長会議等の他、週 1 回開催している学長・理事懇談会に参加し、法人経営の一端に参画する体制としている。 令和 2 年度学長補佐を国大協の研修会等に参加させた。 大学改革推進委員会の下に立ち上げた人事計画部会において、法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針を含めた総合的な人事方針を検討の上、役員会において策定し公表した。また、経営人材の育成過程が確認できるよう、役員の経歴を公表した。 (事務職員) 事務職員については中堅、管理職等の役職別の職責、人材像を明確にし、「国立大学法人愛知教育大学事務職員及び技術職員の役職別の職責、人材像及び登用・選考に関する基準」として、登用・選考基準を設け、今後のキャリアアップも踏まえ、計画的に研修や人事交流に参加させるなど、次代の経営人材を育成している。</p> <p>公表内容 (事務職員) 「国立大学法人知教育大学事務職員及び技術職員の役職別の職責、人材像及び登用・選考に関する基準」については、Webサイト（規程集）で公表している。 https://www.aue-kitei.jp/doc/auekitei/index.html (副学長、学長補佐等) 「人事基本方針」「教員人事の方針」については、本学ホームページで公表している。 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/jinji_housin.html 「役員の経歴」については、本学ホームページで公表している。 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/officer.html</p>
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>実施状況 学長は、「役員規程」、「副学長任命規程」、「学長補佐規程」等に基づき、求める知識、経験、能力等を踏まえて、理事や副学長等を学内外から選任し配置している。また、50代前半の教授を副学長に、40代半ばの准教授を学長補佐に任命し、主要な会議等に参画させるなど、長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取組を行っている。</p> <p>公表内容 「国立大学法人愛知教育大学役員規程」、「愛知教育大学副学長任命規程」、「愛知教育大学学長補佐規程」をWebサイトで公表している。 https://www.aue-kitei.jp/doc/auekitei/index.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新日	記載欄
原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録		<p>実施状況</p> <p>役員会規程第 3 条で、役員会の審議事項については、「学長の決定に先立ち、国立大学法人法第 11 条第 3 項に定める事項を審議する」とし、重要事項について十分な検討・討議を行う体制を構築している。また、同規程第 9 条で、「本学構成員に原則として議事要録を公開するものとする」と規定するとともに、学外にも公表している。</p> <p>公表内容</p> <p>「役員会議事録」を Web サイトで公表している。 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/yakuinkai.html</p>
原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況		<p>実施状況</p> <p>理事、副学長等を選考する上では、年齢や性別、国籍等に左右されず平等な基準で、そのポストに最適な人物を個人の才能等を判断した上で登用している。特に、常勤理事は学校教育現場や文部科学行政に精通した外部人材を配置している。</p> <p>また、外部の経験を有する人材を求める観点やその目的に合致する人材であることが明確となるように、役員等の経歴及び選任理由を公表している。</p> <p>令和 3 年度からは新たに組織経営に精通した者を非常勤理事として任命し、経営層の厚みを確保している。</p> <p>公表内容</p> <p>【役員の経歴及び独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況等】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/soshoki.html 「役員等・副学長・部局長名簿」については、ホームページで公表している。 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/officer.html</p>
補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係 る選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫		<p>実施状況</p> <p>経営協議会規程第 2 条で、外部委員については、「大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する者」と規定している。選考に当たっては、「大学関係」、「教育行政」、「報道関係」、「民間」、「教育委員会」、「自治体」、「法曹関係」からバランスよく適任者を任命し、各外部委員の現職を Web サイトの役員等名簿の欄において公表している。</p> <p>また、会議に当たっては、委員に対して事前に資料を送付している。さらに、議題に関係するわかりやすい参考資料を作成・提供することで、会議で活発な意見・助言等をいただけるように工夫している。</p> <p>公表内容</p> <p>「役員等・副学長・部局長名簿、経営協議会委員」を Web サイトで公表している。 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/officer.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新日	記載欄
<p>補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>実施状況 学長選考会議は、学長選考基準を定め、学長選考規程、学長選考実施細則の規定に則り、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表している。</p> <p>公表内容 「会議に関する情報」をWebサイトで公表している。 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/gakucho_kaigi.html</p>
<p>補充原則 3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>実施状況 平成27年度の学長選考会議において、学長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無について検討し、「6年任期」を「4年任期再任可（2年間）の上限6年間」とした。これを受け、役員規程を改定し、平成28年度から適用して公表した。</p> <p>公表内容 「役員会規程」をWebサイトで公表している。 https://www.aue-kitei.jp/doc/auekitei/index.html</p>
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>実施状況 学長選考会議は、学長の解任の手続きに関し必要な事項を定めた「学長解任規程」を整備している。また、Webサイトに当該規程を公表している。</p> <p>公表内容 「学長解任規程」をWebサイトで公表している。 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/gakucho_kainin_kitei151125.pdf</p>
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>実施状況 学長選考会議は、学長の業績評価実施細則第6条で、通知及び公表については、「業績評価を実施したときは、速やかにその結果を学長に通知するとともに、Webサイトに公表する。業務執行状況を確認したときも同様とする。」と規定しており、これに則り、適切に行っている。</p> <p>公表内容 現学長は、令和2年度に就任し、任期途中の評価については、令和4年度に公表する予定である。</p>
<p>原則 3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>実施状況、公表内容 国立大学法人愛知教育大学学長選考会議では、法人として経営力が発揮できる体制となっているかについて、毎年度、学長の業務執行状況を確認する中で議論しており、その結果、現時点においては、大学総括理事を置くべきとの判断とはなっていない。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新日	記載欄
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		<p>実施状況</p> <p>内部統制規程で、内部統制に関する基本事項を定めて、法人における業務の有効性及び効率性の向上、法令等の遵守の促進、資産の保全並びに財務報告等の信頼性を確保するため、同規程において、「内部統制システム」を構築している。また、その運用体制を公表している。</p> <p>公表内容</p> <p>「内部統制システム」をWebサイトの「大学紹介/法人概要」欄で公表している。</p> <p>https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/control.html</p>
原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		<p>公表内容</p> <p>(情報公開の状況)</p> <p>最近のニュースを大学概要、大学案内等により公開するとともに、規程集等を含め、様々な情報をわかりやすくWebサイトで公表している。併せて、多種多様な広報手段を活用し、効果的な情報発信を行っている。</p> <p>また、独立行政法人等情報公開法第22条に規定する情報について、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報・評価・監査等の他、学校教育法施行規則第172条の2に基づく教育研究活動等の状況などをWebサイトで公表している。</p>
		<p>○最近のニュースを大学概要、大学案内等により公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学概要 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/outline.html ・大学案内 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/guide.html ・財務レポート https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/zaimu.html ・一般広報誌「あえる AUE Letter」 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/pamphlet.html ・News & Topix https://www.aichi-edu.ac.jp/pickup/index.html ・公式Twitter/YouTube公式チャンネル https://www.aichi-edu.ac.jp/index.html <p>○愛知教育大学規程集等をまとめて公開 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/</p> <p>○独立行政法人等情報公開法第22条に規定する情報 (組織、業務及び財務に関する基礎的な情報・評価・監査等) https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/</p> <p>○学校教育法施行規則第172条の2に基づく教育研究活動等の状況 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新日	記載欄
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>公表内容</p> <p>法人の情報については、「入学希望者の方」、「在学生の方」、「卒業生の方」、「保護者の方」、「教育関係・企業の方」、「地域・一般の方」など、Webサイトの画面上部に設置したタブにより対象者を明記する他、ターゲットに応じた広報誌により公表している。</p> <p>主な広報誌として、大学案内、財務レポート、一般広報誌「あえる AUE Letter」、「ちいきの大学」など、多数公表している。</p> <p>https://www.aichi-edu.ac.jp/index.html</p>
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>公表内容</p> <p>学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠を「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、学生の満足度を「学生授業アンケートの結果」、学生の進路状況等を「教育職員免許状及び保育士の資格取得状況」のとおり、以下のWebサイトで公表している。</p> <p>【ディプロマ・ポリシー】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/outline/policy.html</p> <p>【カリキュラム・ポリシー】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/3policy_gakubu_cp_200908.pdf</p> <p>【学生授業アンケートの結果】 自己評価：H30(2018)基礎資料集P64 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/kisosiryo2018_200331.pdf</p> <p>【教育職員免許状及び保育士の資格取得状況】 自己評価：H30(2018)基礎資料集P63 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/kisosiryo2018_200331.pdf</p> <p>【進路・就職状況】 自己評価：H30(2018)基礎資料集P76・77 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/kisosiryo2018_200331.pdf</p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 【情報公開一覧】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 該当なし</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 該当なし</p>